

2003年12月8日

東京都墨田区押上一丁目1番2号

東武鉄道株式会社
鉄道事業本部営業部CSサービス課長様

東京都足立区

半澤 一宣（印）

「りようもう号」特急料金払戻し等の請求書

私は先月14日、貴社伊勢崎線の特急「りようもう42号」の4号車を利用した際に、東武動物公園駅で乗降口を2号車と5号車の喫煙車である5号車からの降車を余儀なくされ、受動喫煙被害を受けた者です。この件について、苦情を申し出た東武動物公園駅長の小林秀夫様から、この件について「は本社では貴課が内容を承知している旨連絡をいただきましたので、標記の件につきまして貴課あてご請求申しあげます。」と、貴社に限りません。この「輸送サービス」という商品の対

「りようもう号」という商品のサービス内容には、利用者をその目的地まで安全に運送するという運送契約が含まれるべきものであることは、論を待ちません。そしてここで言う「安全」というものが、単に運転上のそれ（事故を起こさず乗客を死傷させない）だけでなく、公衆衛生上（利用中に受動喫煙等を原因とする病気に罹らされない）や治安上（利用中に迷惑行為に抗議した相手からの腹いせ等による暴力行為などで負傷や殺害されない）のそれをも含むものでなければおかしいことも、社会通念上合意されているものと考えられます。このことを踏まえて今回の件を考えると、貴社は右に記した東武動物公園駅での特殊な旅客扱い方を原因として、利用者が受動喫煙を強要される状況を引き起こしている（この特殊取扱方がなければ利用者は受動喫煙を強要されずに済む）のですから、貴社は利用者（私）に対して、目的地まで（公衆衛生上）安全に運送するという運送契約上の義務を怠ったことになりません。言いかえれば、貴社は鉄道という公共施設の運営・管理者として利用者が増進法25条に定める施設管理者として健康増進法25条に定める施設管理者として努力義務を怠っていたことになりません。従

契約を履行しない一方で（公衆衛生上の危害
 という品質上の欠陥がある）輸送サービス商
 品の対価としての運賃や特急料金を徴収する
 のは不当であると、私は結論づけました。
 以上の理由により、私は貴社に対して、当
 該列車の特急料金300円、館林駅から羽生
 駅までの運賃190円、羽生駅から東武動物
 公園駅まで使用した「埼玉県民の日フリー乗
 車券」460円と、今回の被害が生じたがた
 めに支出を余儀なくされた郵便料金（東武動
 物公園駅長あて書留配達証明郵便料金800
 円とこれに同封した返信用切手80円、本状
 の書留内容証明郵便料金1720円、および
 証拠の乗車券等の写しを別途貴課に送付する
 ための書留配達証明郵便料金800円）の合
 計4350円の還付および損害賠償を、本状
 により請求いたします。なお返金方法につい
 ては、郵便振替口座「半澤一宣」あて送金願
 います。
 以上の還付および損害賠償（これを拒絶す
 る場合にはその理由説明書）を、今月19日
 （金曜日）消印まで有効にて送付下さいませ
 よう、ご通知申し上げます。なお家庭の事情
 により拙宅訪問による返金はご遠慮いただき
 たく、付記いたします。

以上、

記事	書留郵便物引受番号と配達完了日
請求書（内容証明郵便）	第12058727914号
乗車券等の写しと請求明細書	（配達証明郵便）
第12058727925号	向島郵便局にて配達完了
	平成15（2003）年12月9日